

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

- ・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法律の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表

(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

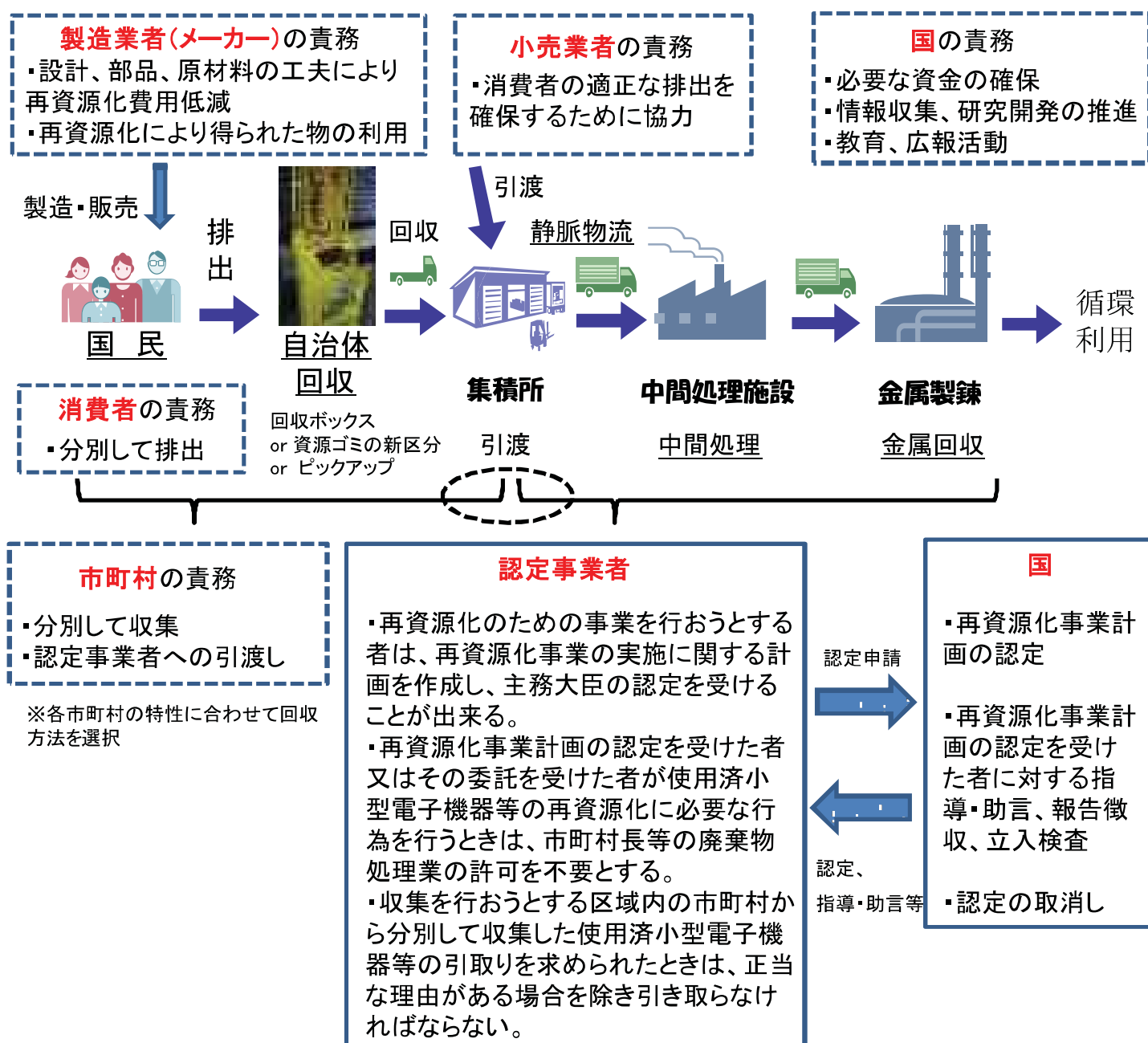
市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者（リサイクルをしようとする者で構成される）を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
(内容) 基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報保護その他配慮すべき事項 等



使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（案）

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題である。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されており、その場合に回収されているものは、鉄やアルミ等一部の金属にとどまり、金や銅などの有用金属は大部分が埋立処分されている。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減が期待されている。

さらに、再資源化の工程の中で使用済小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。

また、資源採掘時には、岩石、土砂を含めた廃棄物の発生やエネルギー消費等、多量の物質・資源が関与しており、資源採取時の環境負荷を低減する観点からも、再生資源の十分な利用を図ることが重要である。

主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国にとって、資源の確保は重要な課題である。有用金属の中には産出国の偏在性が高い鉱種もあり、主要生産国の輸出政策等により、供給リスクや価格乱高下のリスクを常に抱えている。また、新興国の経済成長等を背景として多くの有用金属の価格が高騰するなど、資源確保の重要性が高まっており、使用済小型電子機器等についても再資源化の促進が求められている。

このような状況の中で、我が国における生活環境の保全と国民経済の健全な発展を長期的に確保するためには、使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの十分な利用を図っていくことが重要である。

本基本方針は、このような認識の下に、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて、採算性を確保しつつ再資源化することも可能である。そこで、本制度は、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としている。

物流や中間処理において規模の経済を働かせ、効率的に収集とリサイクルを実施するた

めには、回収量を確保することが非常に重要である。そのためには、消費者及び事業者は適正な排出を行うこと、市町村は分別収集を行うこと、小売業者は消費者の適正な排出に協力すること、製造業者は易解体設計等によって再資源化に要する費用を低減するとともに再生資源を利用すること、国は制度の円滑な立上げと運用に向けて分別収集や再資源化の促進のために必要な資金の確保等を行い、市町村が主体となった回収体制を構築すること、都道府県は市町村に対し必要な協力を行うことなど、関係者の適切な役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

二 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量は、市町村又は認定事業者等により回収され再資源化を実施した量で計算するものとし、平成 27 年度までに、14 万 t/年、一人一年あたりに換算すると約 1 kg/年・人を目標とする。なお、この 14 万 t/年の平成 23 年の 1 年間に使用済となる小型電子機器等の重量約 65 万 t を基礎とした回収率は約 20%である。

この目標は、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜必要な見直しを行うものとする。

三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

1 消費者及び事業者の取組

消費者は、使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、市町村その他認定事業者から委託を受けた小売業者等の使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、認定事業者その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施できる者に引き渡すよう努めなければならない。なお、使用済小型電子機器等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物に該当する場合には、産業廃棄物管理票（廃棄物処理法第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票をいう。）の交付等、廃棄物処理法にのっとり処理を委託することが必要である。

2 地方公共団体の取組

使用済小型電子機器等の相当部分が一般廃棄物として市町村によって処理されていることから、市町村による回収は使用済小型電子機器等の再資源化の前提となるものであり、できるだけ多くの市町村の参加が必要不可欠である。市町村が回収した使用済小型電子機

器等を認定事業者引き渡すことが、有害物質を適正に管理しつつ、規模の経済を確保した効率的な再資源化を進めることにつながる。市町村は、使用済小型電子機器等の回収が最終処分量の削減や有害物質処理費の削減等につながることも踏まえ、適切な回収の推進に努める必要があり、これらの市町村の取組を通じて、本制度の目的を達成することが可能となる。

市町村は、住民の意識向上を図るため、住民に対して回収について周知を行うとともに、住民が簡便に使用済小型電子機器等を排出できる環境を整えるよう、回収の方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することが必要である。

さらに、使用済小型電子機器等の中には、鉛などの有害物質を含有するものがあることに鑑み、市町村は、国内外での環境汚染を防止する必要がある。特に、認定事業者以外の者に引き渡す場合には、使用済小型電子機器等が海外に輸出され、輸出の相手国や再輸出先の第三国で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されていることに十分留意し、当該引渡し先が適切か否かについて、自らの責任で確認し、処理の状況について住民への情報提供に努めることが求められる。

都道府県は、管内の市町村に参加や連携を呼びかけたり、市町村において取り組みやすい回収方法を助言したりするなど、市町村の回収に協力することが期待される。

また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規制が適用されることから、使用済小型電子機器等の収集、運搬及び処分に当たっては、認定を受けた再資源化事業計画を逸脱した収集運搬などの違法、脱法行為が行われることがないよう、廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行うものとする。

3 小売業者の取組

使用済小型電子機器等の回収は主に市町村が実施することとなるが、回収に際しては、消費者にとって身近な存在である小売業者が協力することで、効率的な回収を実現できる場合もある。

そこで、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するため、小売業者は、市町村の回収ボックスの設置に協力したり、認定事業者から委託を受けることなどにより、回収に協力することが期待される。

4 製造業者の取組

小型電子機器等の製造業者は、易解体設計や原材料の種類をなるべく統一すること等のいわゆる環境配慮設計を行うことにより、再資源化に要する費用の低減に努める必要がある。

さらに、再資源化により得られた資源が適切に利用され、それにより再資源化事業がより一層促進されるためには、再資源化により得られた有用資源の積極的な活用にも努める必

要がある。

5 認定事業者の取組

認定事業者は、使用済小型電子機器等について再資源化を担う中核的な主体として、継続的、安定的及び高度に再資源化を行い、より多くの有用資源が回収されるよう、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。認定事業者は、広範囲の市町村等から使用済小型電子機器等の適切な価格での引渡しを受け、認定を受けた再資源化事業計画に従って、認定事業者自ら又は認定事業者から委託を受けた者が適正に再資源化を実施することとなるが、国への報告等を通じて、再資源化の実施の状況を明らかにし、事業の透明性を確保する必要がある。

また、認定事業者が市町村から使用済小型電子機器等の引渡しを受ける場合において、認定事業者が実施する再資源化事業が全体として十分な利益を確保できた場合には、市町村との使用済小型電子機器等の取引価格への反映等を通じて、利益の一部の市町村への還元に努める必要がある。

6 国の取組

国は、制度の円滑な立上げと運用に向けて市町村に対する財政等の支援を実施したり回収方法や認定事業者との契約に関するガイドラインを定めること、都道府県と連携して説明会を開催するなど市町村に対して積極的に本制度への参加の呼びかけを行うこと、市町村参加状況に関する要因分析を行い必要な対策を講じること等を通じて、出来るだけ多くの市町村の参加を促進するよう最大限努める必要がある。また、小売業者に対しても、参加を呼びかける必要がある。

また、国は、適正な分別排出の促進のため、本制度に参加する市町村や小売業者を周知し、国民に使用済小型電子機器等の再資源化の重要性について普及啓発を行うとともに、処分方法がわからないために、又は特別な理由なく使用せずに家庭に保管している使用済小型電子機器等についても、適正な形で分別して排出するよう、国民に呼びかける必要がある。携帯電話などの重要な個人情報を含む機器については、個人情報漏洩に対する不安から、使用済みとなった後も家庭内に保管している場合も多く、国が市町村や認定事業者に対し適切な個人情報対策を求めることで、国民が安心して排出できるようにすることも重要である。

さらに、国は、使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、使用済小型電子機器等からの有用資源の回収など再資源化に関する技術開発及び実用化に向けた取組を支援していく。

また、国は市町村等と協力し、違法な不用品回収業者に対し、取締りの強化等継続的な対策を実施するとともに、海外における不適正な処理を防止するため、廃棄物処理法及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）の更なる適正

な施行、運用等を実施する。

四 環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

使用済小型電子機器等の再資源化の促進は、再資源化によって得られた有用資源の利用とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型経済社会システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する使用済小型電子機器等の再資源化の促進のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての使用済小型電子機器等の再資源化の促進の意義に関する知識について、環境教育・環境学習や広報活動等を通じ、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の再資源化の実施状況や、再資源化により得られた金属その他の有用なものがどのように利用されているかを情報発信することにより、関係主体の協働の下で、既存の取組ともあいまって我が国全体で使用済小型電子機器等の回収量を増加させ、再資源化への取組を推進するための意識の普及・醸成を図るものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する重要事項

本制度は、収集された使用済小型電子機器等の再資源化を促進するために、廃棄物処理法の特例を与えるものであるが、使用済小型電子機器等として収集されたものであっても、製品としてそのまま使用することが可能なものについては、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 7 条の考え方に基づき、再使用することも可能である。ただし、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることにより、海外における環境汚染を惹起することがないようにしなければならない。さらに、中古利用が可能なものを再使用する場合であっても、海外における不適正な処理が伴うなど環境への負荷の低減にとって有効であると認められない場合、個人情報保護の観点から適切ではない場合、また、安全上の問題がある場合もあることから、これらの点に十分に配慮しつつ、適切に再使用を実施する必要がある。

また、国は、使用済小型電子機器等の排出後のフローについて、定量的に把握するよう努めなければならない。排出後のフローの把握に当たっては、認定事業者や市町村からの報告に加えて、再使用されている量や、認定事業者以外の者によって再資源化されている量、使用済みでありながら家庭内に保管されている量についても、可能な限り把握する必

要がある。

なお、認定事業者又は認定事業者から委託を受けた者以外の者が、使用済小型電子機器等を収集し、再資源化するにあたり、当該使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合には、市町村からの委託を受けている等の廃棄物処理法の規制の枠内で実施することが必要である。

六 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

1 個人情報の保護に関する事項

使用済小型電子機器等の中には、個人情報が記録されているものもあるため、個人情報の保護に配慮する必要がある。特に、他の品目に比べて多量かつ重要な個人情報を含む可能性が高いパーソナルコンピュータや携帯電話等については、十分な配慮が必要となる。そこで、パーソナルコンピュータや携帯電話等については、消費者及び事業者が排出する段階で、自ら個人情報の削除に努めるとともに、回収や再資源化の段階で個人情報の漏えいの防止の措置を講ずる必要がある。

具体的には、まず、市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は、鍵付きのものを使用し、ステーション回収にあつては、監視員が立ち会うことなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先を含めた管理の実施等）を整えることなど、十分な個人情報保護対策を実施した上で回収を行うものとする。また、認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者は、収集運搬及び再資源化に際して、適切な個人情報保護対策を講じることが必要である。

なお、パーソナルコンピュータや携帯電話等については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に基づく自主回収や携帯電話事業者等による自主回収が行われていることから、これらの取組みも併せて消費者に周知することで、個人情報が記録されている使用済小型電子機器等の回収を一層促進することも可能である。

2 有害物質等の発生の抑制等に関する事項

使用済小型電子機器等の再資源化の過程においては、廃棄物処理法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。